

小諸市脱炭素先行地域づくり事業
既存住宅断熱改修補助金
FAQ (よくあるご質問)

令和7年5月12日版
小諸市役所 市民生活部 ゼロカーボン推進室

No.	質問	回答													
A. 申請要件について															
1	集合住宅は対象となるのでしょうか？	対象外です。													
2	現在居住していない住戸は対象になりますか？	現在居住していなくても事業完了までに居住する場合は対象になります。													
3	所有者が居住しておらず親族が居住しているのが対象になりますか？	対象になります。なお、所有者・居住する親族のどちらでも申請でき、居住する親族が申請する場合は所有者の同意が必要です。													
4	親の住宅を相続し入居することになりました。入居前にリフォームするのですが、本事業の補助金申請の対象となりますか？	相続を受ける方が完了実績報告時に当該住宅を所有し、登記事項証明書を提出できる場合は申請できます。詳細は公募要領をご確認ください。													
5	戸建住宅・集合住宅(個別)で、個人が複数の住戸を所有している場合、常時居住する住戸と、賃貸に出している物件の両方の申請は認められますか？	集合住宅は申請できません。戸建て住宅に関しては1住戸ずつ申請してください。													
6	二世帯住宅は「戸建住宅」として申請してよいですか？	内部で行き来ができる建物に限り、戸建住宅として申請することができます。													
7	戸建住宅で、1階が店舗や事務所、2階に住宅がある場合は対象になりますか？	対象外です。													
8	屋根断熱や屋上断熱も補助対象になりますか？	屋根断熱は天井断熱の一種と考えております。導入する製品については環境省「二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金(既存住宅の断熱リフォーム支援事業)」(以下、「既存断熱事業」という)に記載の補助対象製品を用いて改修してください。なお屋上断熱については、施工方法等によっては補助対象となる場合がありますので事前に当推進室にご相談ください。													
9	国の他の補助金との併用はできますか？	原則として、本事業と補助対象が重複する国の他の補助制度との併用はできません。													
10	定期報告アンケートへの回答は義務ですか？	完了後、2030年3月まで年1回、エネルギー使用状況に回答する義務があります。													
11	脱炭素先行地域内かどうかのように確認すればよいですか？	市ホームページにて、脱炭素先行地域のエリアについて公表予定です。なお、対象がどうかご不明の場合は、当室にご相談ください。													
B. 申請手続きについて															
12	推進室に行って直接お話を聞くことはできますか？	直接は受け付けておりません。ご質問は電子メールにてお問い合わせください。 なお、事前申し込み制の個別相談会を予定していますので、ご利用ください。													
13	相談会の申し込み方法、時間を教えてくださいませんか？	推進室へ電話、メールでご連絡ください。相談時間は50分以内です。開催日はチラシをご確認ください。金曜日は12:00、13:00、14:00、15:00、16:00の5回、土曜日は10:00、11:00、13:00、14:00の4回を予定しています。なお各回とも1組の対応です。													
14	申請書の事前チェックをお願いしたいのですが、可能ですか？	事前チェックは行っていません。申請に際し、ご不明な点があれば電子メールにてお問い合わせください。													
15	交付決定前に「契約」、「着工」、「建築確認申請」をしてもよいですか？	「契約」および「着工」、「交付決定通知書」に記載する交付決定日より前に行うことはできませんが、「建築確認申請」は交付決定日より前に行うことができます。													
16	交付決定前に解体工事だけでもよいですか？	解体工事も一連の工事となります。交付決定前に行った場合は事前着工となり補助対象外となりますのでご注意ください。													
17	窓・ガラスの施工面積は、どのように算出すればよいですか？	窓はカタログ等に記載されている窓(サッシ)の幅(W)と高さ(H)を乗じたもので算出してください。ガラスは実寸にて算出してください。													
18	増築を伴う断熱改修工事を考えていますが、申請できますか？	原則として申請できます。既存住宅部も断熱改修を行う計画としてください。この場合、個別計算が必要になります。													
19	補助単価を用いて算出した補助対象経費と見積書による補助対象経費を比較する場合、見積書の中の補助対象となる費目と補助対象外となる費目はどのようなものですか？	補助対象経費は以下の通りとなります。 ・補助事業の実施に必要な建築材料(高性能建材)の購入経費及び必要な工事に要する経費 【高性能建材(ガラス・窓・断熱材・玄関ドア)】 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">経費区分</th> <th>項目</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5">補助対象経費</td> <td>・「既存断熱事業」で公表した補助対象製品の購入費</td> </tr> <tr> <td>・補助対象製品の取付費及び、その取付に必要な部材と取付費</td> </tr> <tr> <td>・補助対象製品の取付・敷設に必要な下地材</td> </tr> <tr> <td>・補助対象製品の取付・敷設に伴う解体撤去費(場内集積まで)</td> </tr> <tr> <td>・補助対象経費を算出するための実測費</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">補助対象外経費</td> <td>・養生費、清掃費、美観費、搬入費、仮設足場費</td> </tr> <tr> <td>・給排水、電気等の設備工事費及び設備機器等の購入費用</td> </tr> <tr> <td>・クロス、外壁サイディング、フローリング等の仕上げ材、網戸・雨戸・シャッター等の窓付部材</td> </tr> <tr> <td>・諸経費、設計費、送料、交通費、廃材処分費、管理費、調査費、法定外福利費</td> </tr> </tbody> </table> 【その他】 ・金融機関に対する振込手数料は補助対象経費とはなりません。 ・消費税及び地方消費税額は補助対象経費とはなりません。 ・申請手数料は補助対象経費とはなりません。	経費区分	項目	補助対象経費	・「既存断熱事業」で公表した補助対象製品の購入費	・補助対象製品の取付費及び、その取付に必要な部材と取付費	・補助対象製品の取付・敷設に必要な下地材	・補助対象製品の取付・敷設に伴う解体撤去費(場内集積まで)	・補助対象経費を算出するための実測費	補助対象外経費	・養生費、清掃費、美観費、搬入費、仮設足場費	・給排水、電気等の設備工事費及び設備機器等の購入費用	・クロス、外壁サイディング、フローリング等の仕上げ材、網戸・雨戸・シャッター等の窓付部材	・諸経費、設計費、送料、交通費、廃材処分費、管理費、調査費、法定外福利費
経費区分	項目														
補助対象経費	・「既存断熱事業」で公表した補助対象製品の購入費														
	・補助対象製品の取付費及び、その取付に必要な部材と取付費														
	・補助対象製品の取付・敷設に必要な下地材														
	・補助対象製品の取付・敷設に伴う解体撤去費(場内集積まで)														
	・補助対象経費を算出するための実測費														
補助対象外経費	・養生費、清掃費、美観費、搬入費、仮設足場費														
	・給排水、電気等の設備工事費及び設備機器等の購入費用														
	・クロス、外壁サイディング、フローリング等の仕上げ材、網戸・雨戸・シャッター等の窓付部材														
	・諸経費、設計費、送料、交通費、廃材処分費、管理費、調査費、法定外福利費														
20	交付決定以降に工事内容を変更してもよいですか？	交付決定後の申請内容の変更は原則認められません。やむを得ず変更する可能性がある場合には、必ず事前にその内容を当推進室にご相談ください。													
21	個別計算はどのような場合に必要ですか？	・戸建住宅においてエネルギー計算結果早見表の「個別計算」欄に該当する場合 ・戸建住宅において最低改修率を満たさない場合 ・戸建住宅において基礎断熱改修を行う場合 ・増築又は減築を行う場合 ・開口部を増減させる場合(現状壁を窓に変更するなど) 上記いずれかに該当する場合は、住宅全体の一次エネルギー消費量の内、暖冷房エネルギーの削減率が15%以上となることを見込まれることを証明できる個別計算が必要です。その際は、計算書を提出してください。なお、事業要件を満たしている場合でも、個別にエネルギー計算を行い申請することも可能です。													
22	誓約書に押印は必要ですか？	誓約書に押印は不要です。なお、申請者氏名については、自署してください。													
23	戸建住宅で組み合わせ番号「14」を選択する場合、窓の改修が難しい箇所は施工しなくてもよいですか？	内側窓など内窓、カバー工法による改修が困難である場合等に限り、グレードがG0又はG1のガラスの改修が補助対象になる場合があります。申請される前に必ず当推進室へご相談ください。													
24	完了実績報告書提出の際に必要な「領収書」が発行できない場合、他の書類でも代用は可能ですか？	領収書が発行できない場合は、支払いの実績が確認できる「振込先(元請業者等)が発行する経理書類」や「金融機関発行の振込証明書」等を提出してください。ただし、以下の情報が明記されている書類であることを確認してください。 ・発行日(交付決定通知書の日付以降であること) ・発行者 ・振込者名(申請者名であること) ・振込先名(金融機関発行の証明書の場合のみ) ・上記いずれかに該当する場合は、住宅全体の一次エネルギー消費量の削減率が15%以上となることを見込まれることを証明できる個別計算が必要です。その際は、計算書を提出してください。なお、事業要件を満たしている場合でも、個別にエネルギー計算を行い申請することも可能です。 ※ネットバンキング等の振り込み明細画面を印刷した物だけでは不可とします。													
25	完了実績報告書提出の際に必要な「契約書」ですが、電子契約でも可能でしょうか？	電子契約でも契約に必要な項目を記載していれば可能です。													
C. 補助対象製品について															
26	製品が登録されているかどうかは、どのように確認をしたらよいですか？	北海道環境財団ホームページ(https://ekes.jp/)の「補助対象製品一覧」よりご確認ください。													
27	勝手ドアやテラスドアも改修したいのですが、補助対象製品はどのように選択したらよいですか？	戸建住宅の場合には「補助対象製品一覧」の検索結果で表示される「製品名」に、勝手ドア、テラスドアの名称があるものを使用してください。なお、採風・通風タイプは「製品名」に明記されていない場合、使用できませんので注意してください。													
28	屋根や外壁の遮熱(断熱)塗料は補助対象になりますか？	遮熱(断熱)塗料は補助対象になりません。													
29	断熱材が入ったサイディングは補助対象になりますか？	サイディングと一体となった製品は補助対象になりません。													